

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年3月20日 11時00分ごろ
発生場所	東京都江東区砂町運河 東京荒川河口橋橋梁灯（P2灯）から真方位296° 1.0海里付近 （概位 北緯35° 39.3′ 東経139° 49.4′）
事故の概要	プレジャーボート ^{チックダック} CHIC DUCK23は、東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年4月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート CHIC DUCK23、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	230-53123東京、本橋発動機株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底に擦過痕、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3 海象：潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、砂町運河に架かる夢の島大橋西方沖を約8ノットの対地速力で、同橋中央部付近に向けて手動操舵により東進していた。</p> <p>本船は、船長が、正船首方に夢の島大橋東方から反航してくるプレジャーボートを視認し、同船が進路を変えずに100m付近に接近してきたので、同船を避けようとして同橋の南側に向けて右転したところ、夢の島大橋南側の橋脚付近の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、夢の島大橋付近を3回航行したことがあったが、同橋の橋脚付近に浅所があることを知らなかった。</p> <p>船長は、電話でマリナーに救助を求めた。</p>
分析	本船は、夢の島大橋中央部付近を東進中、船長が、反航船を避けようとした際、同大橋の橋脚付近に浅所があることを知らなかったことから、同浅所に向けて右転して乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、夢の島大橋中央部付近を東進中、船長が、反航船を避けようとした際、同大橋の橋脚付近に浅所があることを知らなかったため、同浅所に向けて右転して乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発航前に航行予定水域の水路情報を調べておくこと。 ・橋脚などによって可航幅が狭くなっている所で他船と行き会う際は、他船の通過を待つことが望ましい。